

大分県青少年育成県民会議規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会議は、大分県青少年育成県民会議と称する。

(事務所)

第2条 この会議の事務所は大分市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会議は青少年問題の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、次代の国家、社会を担う青少年を健全に育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の自覚を高め、社会の一員として自己を完成するための諸活動
- (2) 青少年団体及びグループの健全育成をはかり、青少年の参加を促進するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育・福祉の向上と生活条件の改善のための諸活動
- (4) 体育野外活動及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育・学校教育・社会教育等の緊密な連携をはかるための諸活動
- (7) 家庭の健全化の諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境浄化のための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員及び職員

(役員)

第5条 この会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若 干 名
- (3) 運 営 委 員 30 名 以 内
- (4) 監 事 2 名

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会議の業務を総理し、この会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従ってその職務を代行する。

3 運営委員は、第14条の定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長及び監事は総会において選任する。

2 運営委員は、総会の承認を得て、会長が指名する。

(役員の仕事等)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 監事又は運営委員に欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を経て、会長がこれを選任又は指名し、次の総会に報告するものとする。

3 補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

4 役員は、その仕事が終わった後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(事務局)

第9条 この会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は会長が任命する。

3 事務局の運営に関し必要な事項は細則で定める。

第4章 組織及び運営

(会員)

第10条 この会議の目的に賛同し、これに入会し青少年育成県民運動に参加するものを正会員とする。また、必要に応じて賛助会員を置くことができる。

2 この会議への入会及びこの会議からの退会については、細則で定める。

3 賛助会員の加入及び特典等については、別に定める。

(機関)

第11条 この会議に総会及び運営委員会を置く。

(総会)

第12条 総会はこの会議の最高議決機関であって全正会員を持って構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) その他総会が必要と認めた事項

第13条 総会の議長は、そのつど正会員の中から会長が指名する。

(運営委員会)

第 14 条 運営委員会は、次回総会までの間における総会にかわる議決機関であつて、会長、副会長及び運営委員をもって構成し、この規約に定めるもののほか、次の事項を処理する。

- (1) 業務の運営に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項

2 運営委員会は、会長が招集する。

(特別委員会)

第 15 条 この会議に必要な応じ特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は会長が指名する。

(表決)

第 16 条 総会及び運営委員会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席し、出席者の過半数の賛同を得て議決する。

可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 17 条 この会議の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(経費)

第 18 条 この会議に要する経費は、会費、寄付金、助成金をもってあてる。

- 2 正会員の会費は、年 3,000 円とする。ただし、特別の事情があるものについては、運営委員会の承認を経て減免することができる。
- 3 会費の徴収に関し必要な事項は、細則で定める。

第 6 章 規約の改正ならびに解散

(規約の改正)

第 19 条 この規約は総会において出席者の 4 分の 3 以上の同意を得て改正する。

(解散)

第 20 条 この会議は総会において正会員の 2 分の 1 以上が出席し、出席者の 4 分の 3 以上の同意を得て解散することができる。

第7章 補 則

(施行細則)

第21条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会で定める。

附 則

この規約は、昭和41年10月8日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年7月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月31日から施行する。